

(平成25年3月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 62 年 9 月まで

私は、A 区に転居して 3 年ぐらい国民年金保険料を納付していなかったが、A 区役所から納付勧奨を受けたため、同区役所へ過去の未納保険料の納付について相談に行き、金額が大きかったため、2 回ぐらいに分けた納付書を作成してもらい、納付できる期間の保険料は納付したと記憶しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区役所で、過去の未納期間のうち納付できる期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から平成元年 1 月までの保険料が納付されたと推認される同年 1 月の時点で、申立期間のうち昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月までの保険料については、過年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間後は、厚生年金保険から国民年金への切替えを 12 回にわたり適切に行い、保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、A 区から B 県 C 郡 D 町に転居した直後の平成 2 年 2 月 20 日に、申立期間前後の納付済期間の記録が追加されていることが確認できるところ、同年 5 月以降に数回にわたり居住していた E 市における申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間の一部について「詳細不明」の記載があるほか、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から平成元年 1 月までの納付済期間が未納と記録されているなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 61 年 9 月までの期間の保険料については、申立期間直後の 62 年 10 月から平成元年 1 月までの保険料が納付されたと推認される同年 1 月の時点で、時効により納付することはできない上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月20日から同年11月1日まで
私は、昭和37年4月の入社以来、再々の転勤はあったが、平成11年3月31日に退職するまで、継続してA社に勤務していた。しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合の健康保険資格喪失証明書及びA社の従業員名簿（人事記録）から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年11月1日に同社B事業所から同社D支店（当時）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和45年8月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月26日から同年8月1日まで

A社及びB社は同一会社で所在地も同じであり、私は、両社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日及び申立人を含む22人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和45年8月1日と記載されていたものが、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の46年4月21日付けで、45年6月26日に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、上記22人のうち申立人を含む19人は、B社において、昭和45年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが、当該事業所の被保険者名簿から確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「A社とB社は同一会社であり、社名を変更しただけで所在地も一緒であった。」と証言している。

以上の状況を踏まえると、申立人は、申立期間を含めて、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できるとともに、A社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

加えて、複数の元同僚は、「申立人はA社では役員ではなく、社会保険関係手続に關与する立場でもなかった。」と証言している上、A社の商業登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名は存在しないことから、申立人が当該遡及訂正処理に關与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和45年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年5月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た当該期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年11月から9年9月までは26万円、同年11月から10年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月21日から10年10月16日まで
私がA社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、私の記憶している年間の給与額に見合う額より低くなっているため、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から10年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録により、当初、8年11月から9年9月までは26万円、同年11月から10年9月までは28万円と記録されていたところ、同年6月23日付けで、9年10月1日の定時決定（28万円）を取り消した上で8年11月1日に遡って随時改定により12万6,000円に減額訂正し、10年6月24日付けで、前日に取り消した9年10月1日の定時決定（28万円）を再入力した上で、同年11月1日に遡って随時改定により13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の健康保険整理番号の前後の21人のうち17人が、申立人と同様に平成10年6月23日付け及び同年6月24日付けで、標準報酬月額を遡及減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、同社には標準報酬月額の遡及減額訂正処理を行った平成10年6月23日より前の9年11月1日から10年

6月1日までの期間について、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月23日付け及び同年6月24日付けで行われた標準報酬月額の変及減額訂正処理を社会保険事務所において行う合理的な理由は見当たらず、当該訂正処理は有効なものとは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が当初届け出た記録から、8年11月から9年9月までは26万円、同年11月から10年9月までは28万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年2月21日から同年11月1日までの期間及び9年10月1日から同年11月1日までの期間については、社会保険事務所において上記のような変及訂正処理は行っておらず、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、事業主から回答を得られなかったことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人の元同僚から提出された当該期間に係る給与明細書において控除されている保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と勤務期間が重なる11人の元同僚に対して照会したところ、6人から回答が得られ、このうち4人の元同僚は、「申立期間のうち、平成8年2月から同年10月までの期間については大方合っている。」と供述している。

このほか、当該期間において、事業主が社会保険事務所に届け出た報酬月額よりも高い報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、平成10年10月1日から同年10月16日までの期間については、厚生年金保険法第19条第1項では、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、申立人は同年10月に資格喪失しているため、仮に当該期間に係る保険料が事業主により控除されていたとしても、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成11年8月から13年1月までは59万円、同年2月から同年4月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から13年5月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられている。申立期間当時の名目給与は95万円程度で、標準報酬月額の上限に見合う厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成11年8月から13年1月までは59万円、同年2月から同年4月までは62万円と記録されていたところ、同年5月7日付けで、11年9月から12年9月までは9万2,000円、同年10月から13年4月までは9万8,000円に遡って減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が二人（事業主及び事業主の妻）確認できる。

また、申立期間当時のA社の顧問社会保険労務士は、上記減額訂正処理について、「社会保険事務所の指導で行った。社長の標準報酬月額の遡及訂正しか記憶に無い。」と供述している。

さらに、A社に係る滞納処分票及び上記社会保険労務士の供述から、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は同社のB（役職）であったことが確認できるが、元同僚等の供述から判断すると、申立人は、社会保険事務についての権限は無く、当該事務の執行に当たっていなかったと推認される。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 5 月 7 日付けで行われた標準報酬月額の遡及減額訂正処理を社会保険事務所において行う合理的な理由は見当たらず、当該訂正処理は有効なものとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が当初届け出た記録から、11 年 8 月から 13 年 1 月までは 59 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 62 万円に訂正することが必要である。

千葉国民年金 事案 4457

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年6月から60年3月まで

昭和52年6月頃、私の母が私の国民年金への加入手続きを行い、以降、主に母が、私の国民年金保険料を納付してきたはずであるのに、申立期間について未納の記録になっているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母が、昭和52年6月頃、私の国民年金の加入手続きを行い、以降、主に母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかし、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和52年6月13日の被保険者資格取得の処理について、「60. 8シモ シンキシクトク」の記載が確認できること、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、60年6月24日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであること、及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日は同年8月であることから、申立人の国民年金の加入手続きは、同年8月に行われ、その際、52年6月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、加入時点では、申立期間のうち58年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、当該被保険者名簿においても申立期間の保険料納付をうかがわせる記録は見当たらず、オンライン記録と一致し、当該被保険者名簿に不自然さは見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 94 か月と長期であり、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母も、当時の記憶が明確でないため保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月1日まで
私は、昭和20年3月にA高等女学校を卒業し、同年4月からB事業所に勤務した。
ところが、私の年金記録を見ると、厚生年金保険に加入したのが昭和20年4月からではなく、同年8月からになっている。納得がいかないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年3月にA高等女学校を卒業後、同年4月からB事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と申し立てている。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関連資料は不明である上、申立期間当時の事業主は所在を確認できないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は当該事業所における元同僚を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した元同僚のうち、申立人と同様に昭和20年3月に高等女学校を卒業後に同年4月から勤務したとする元同僚を確認したところ、当該元同僚と同じ高等女学校を同年3月に卒業し入社したとする元同僚3人の全員が入社日と厚生年金保険の加入時期が異なっていることから、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録における申立人の資格取得日（昭和20年8月1日）は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び当該被保険者名簿に記載された資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。